【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年11月８日
【発行者の名称】	Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社 （Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　森川　亮
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山七丁目１番５号
【電話番号】	03-6453-6893（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　遠藤　禎士
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社 https://corp.cchan.tv/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第９期 第２四半期 連結累計期間	第10期 第２四半期 連結累計期間	第９期
会計期間		自　2022年４月１日 至　2022年９月30日	自　2023年４月１日 至　2023年９月30日	自　2022年４月１日 至　2023年３月31日
売上高	（千円）	2,921,478	2,989,342	6,236,043
経常損失（△）	（千円）	△274,276	△127,853	△379,989
親会社株主に帰属する四半期（当期）純損失（△）	（千円）	△209,224	△128,644	△874,196
四半期包括利益又は包括利益	（千円）	△239,993	△124,984	△901,726
純資産額	（千円）	1,005,801	214,833	344,068
総資産額	（千円）	3,161,383	2,479,879	2,517,522
１株当たり四半期（当期）純損失（△）	（円）	△7.28	△4.48	△30.44
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	30.2	6.5	11.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△258,782	154,128	△500,011
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△50,565	△21,487	△82,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△84,622	△4,956	△70,884
現金及び現金同等物の期末（四半期）残高	（千円）	830,622	699,780	567,880

回次		第９期 第２四半期 連結会計期間	第10期 第２四半期 連結会計期間
会計期間		自　2022年７月１日 至　2022年９月30日	自　2023年７月１日 至　2023年９月30日
１株当たり四半期純損失（△）	（円）	△6.25	△2.85

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、発行会社の主要な経営指標の推移については記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期（当期）純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第２四半期連結累計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
メディア事業	36 (15)
ｅコマース事業	73 (８)
海外事業	43 (－)
全社（共通）	14 (35)
合計	166 (58)

（注）１．従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の当第２四半期連結累計期間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2023年９月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
50(50)	34.1	3.2	4,881

セグメントの名称	従業員数（人）
メディア事業	36 (15)
全社（共通）	14 (35)
合計	50 (50)

（注）１．従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の当第２四半期累計期間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

３．平均年間給与は基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

文中の将来に関する事項は、当第２四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

１【業績等の概要】

当第２四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、経済活動に回復の兆しが見られました。一方で、エネルギー価格の上昇をはじめとする物価上昇やウクライナ情勢の長期化の影響により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属していますインターネット広告市場につきましては、ウクライナ情勢や経済環境の影響を受けたものの、インターネット広告費は社会のデジタル化を背景に、前年比114.3%の3兆912億円（株式会社電通「2022年日本の広告費」）と引き続き成長を見せております。

このような経営環境のもと、当社グループは「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「メディア事業」、「ｅコマース事業」及び「海外事業」の３つの基幹事業の成長継続、収益構造の改善などに取り組んでまいりました。その中で、既存サービスに加え、企業とインフルエンサーを結びつける「Lemon Square」のサービス展開を拡大させることで、さらなる成長に注力してまいりました。

この結果、当第２四半期連結累計期間の売上高は2,989,342千円（前年同期比2.3%増）、営業損失は121,379千円（前年同期は247,240千円の営業損失）、経常損失は127,853千円（前年同期は274,276千円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は128,644千円（前年同期は209,224千円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

（メディア事業）

メディア事業は、化粧品業界などの広告出稿が活発化しております。そのような環境下でメディアサービスを縮小し、インフルエンサーマーケティングサービスへの事業集中の意思決定をしました。その結果、インフルエンサーマーケティングサービスはYouTuberやInstagrammer、TikTokerを中心に売上が前年同期比45.6%増加となり、また、当社が強化しているインフルエンサーマーケティングソリューション「Lemon Square」関連の売上が大きく成長し、「Lemon Square」関連の売上は前年同期比25.5%増加となりました。

この結果、外部顧客への売上高は619,534千円（前年同期比2.9%増）、セグメント利益は71,043千円（前年同期比170.6%増）となりました。

（ｅコマース事業）

ｅコマース事業は、インターネット消費を株式会社マキシムの自社webサイトを中心に新商品やインフルエンサーとのコラボレーション商品の販売などｅコマース売上拡大に重点的に取り組みました。その中で通販事業において売上・利益ともに好調に推移し、前年同月比で増加となりました。

この結果、外部顧客への売上高は2,081,265千円（前年同期比5.6%増）、セグメント利益は11,946千円（前年同期はセグメント損失98,453千円）となりました。

（海外事業）

海外事業は、中国においては越境ＥＣ及びSNSマーケティングの運営の強化に取り組んだものの、中国消費意欲の鈍化や日本の処理水排出による日本製商品への不信感もあり、ブランドの越境ＥＣ旗艦店の販売が減少したことで売上・利益ともに伸び悩みました。また、インドネシアはインフルエンサー広告の更なる拡大に取り組みましたが、売上・利益ともに伸び悩みました。

この結果、外部顧客への売上高は288,541千円（前年同期比17.2%減）、セグメント損失は2,887千円（前年同期はセグメント利益6,849千円）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（2）受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（3）販売実績

当第２四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	前年同期比（%）
メディア事業（千円）	602,131	619,534	102.9
ｅコマース事業（千円）	1,971,001	2,081,265	105.6
海外事業（千円）	348,345	288,541	82.8
合計（千円）	2,921,478	2,989,342	102.3

（注）１．セグメント間取引については相殺消去しております。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当第２四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2023年６月26日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場Tokyo Pro Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券㈱を2019年11月27日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定することを決議し、2019年11月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

１．J-Adviser契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（1）債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券㈱が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券㈱が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示する

までの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

（イ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（２）銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

（３）破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

（４）前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

（イ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（ロ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

（イ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

（ロ）前ａの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

（５）事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（イ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ロ）上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合　当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3)ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

（６）不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとフィリップ証券㈱が認めた場合

（７）支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

（８）有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

（９）虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このｂにおいて同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っているとフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

２．J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項

（１）当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

（２）前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。

（３）契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

５【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。四半期連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当第２四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ43,804千円減少し、2,222,395千円となりました。主な変動要因は、売掛金152,096千円の減少、現金及び預金131,899千円の増加などであります。

（固定資産）

当第２四半期連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末に比べ6,161千円増加し、257,483千円となりました。主な変動要因は、無形固定資産のその他6,335千円の増加などであります。

（流動負債）

当第２四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ88,240千円増加し、959,338千円となりました。主な変動要因は、その他50,725千円の増加、支払手形及び買掛金27,983千円の増加などであります。

（固定負債）

当第２四半期連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末に比べ3,351千円増加し、1,305,706千円となりました。主な変動要因は、社債48,000千円の増加、長期借入金44,822千円の減少などであります。

（純資産）

当第２四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ129,234千円減少し、214,833千円となりました。主な変動要因は、利益剰余金128,644千円の減少などであります。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの分析

当第２四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ131,899千円増加し、699,780千円となりました。

当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは154,128千円の資金の収入（前第２四半期連結累計期間は258,782千円の支出）となりました。これは主に売上債権の減少額160,804千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは21,487千円の資金の支出（前第２四半期連結累計期間は50,565千円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出16,329千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは4,956千円の資金の支出（前第２四半期連結累計期間は84,622千円の支出）となりました。これは長期借入金の返済による支出88,965千円、長期借入れによる収入40,000千円、社債の発行による収入44,009千円によるものであります。

（５）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。

当第２四半期連結累計期間におきましても、営業損失及び経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社グループは当該状況を解消すべく、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

①　基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

＜メディア事業＞

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は安定的に推移しており、当第２四半期連結累計期間の売上高に占める構成が20.7%となっております。そのため、当社グループは、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、当社グループは、これまで得意としてきた動画メディアからSNS並びにインフルエンサー等を活用した女性向けマーケティング、更にクライアントの皆様にとってインフルエンサーマーケティングのソリューションとなる「Lemon Square」を中核事業に据え、新たな時代におけるトッププラットフォーマーを目指しております。

＜ｅコマース事業＞

ｅコマース事業は、現在20代～30代の女性を中心に全国100万人の会員数を誇りアパレルＥＣや韓国コスメＥＣなど堅調に成長しております。当第２四半期連結累計期間の売上高に占める構成が69.6%と当社グループの安定的な収益の基盤となっております。新型コロナウイルスの影響から回復し、昨年対比プラス成長し黒字転換しております。

＜海外事業＞

海外事業は、当第２四半期連結累計期間の売上高に占める構成が9.7%となっております。中国における越境ＥＣ及びSNSマーケティングの運営等の強化、インドネシアにおけるインフルエンサー広告の拡大に注力してまいります。

②　積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社グループとのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社グループの事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

③　資金調達や資金繰りの安定化

当社グループは、当面の事業を継続するための資金繰りに支障はないと判断しております。引き続き効率的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保のため、取引金融機関等との良好な関係を維持し、財政状態の健全化を図ってまいります。

④　経費の削減

当社グループは、当社グループ事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の固定費などの削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	当第２四半期連結会計期間末現在発行数（株）（2023年９月30日）	公表日現在発行数（株）（2023年11月８日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2023年７月１日～2023年９月30日	―	28,722,000	―	10,000	―	1,959,748

（６）【大株主の状況】

2023年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸1丁目7-1	8,325,000	28.98
森川　亮	東京都港区	6,150,000	21.41
ジャフコＳＶ４共有投資事業有限責任組合　無限責任組合員 ジャフコ グループ株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目23-1 （ジャフコ グループ株式会社内）	2,550,000	8.88
三枝　孝臣	東京都品川区	2,150,000	7.49
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東1丁目2-20号	1,340,000	4.67
LC Fund VII, L.P.	PO.Box309,Ugland House,Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	990,000	3.45
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合　無限責任組合員 B Dash Ventures株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	640,000	2.23
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員　三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区京橋1丁目2-5 京橋TDビル４階	572,000	1.99
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂1丁目12番32号	480,000	1.67
グリーキャピタルマネジメント株式会社	東京都港区六本木6丁目11-1	480,000	1.67
株式会社ネクシィーズグループ	東京都渋谷区桜丘町20番４号 ネクシィーズスクエアビル	480,000	1.67
株式会社MAKコーポレーション	東京都文京区大塚2丁目7-2	480,000	1.67
計	―	24,637,000	85.78

（注）１．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
２．上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株（20.72％）を含めた実質所有株式数を記載しております。
３．上記大株主の状況に記載の取締役三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社ＩＷＡＩが保有する株式数1,600,000株（5.57％）を含めた実質所有株式数を記載しております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,722,000	287,220	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	28,722,000	―	―
総株主の議決権	―	287,220	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

（1）退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役ＣＦＯ	東　貴志	2023年８月31日

（2）異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 13名　女性 －名（役員のうち女性の比率－％）

第６【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、第２四半期連結会計期間（2023年７月１日から2023年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ＰｗＣ京都監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表等】

（1）【四半期連結財務諸表】

①【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2023年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （2023年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	567,880	699,780
受取手形	9,201	3,525
売掛金	617,756	465,660
商品及び製品	936,713	943,696
仕掛品	1,159	8,422
貯蔵品	13,949	14,231
その他	126,458	93,167
貸倒引当金	△6,919	△6,087
流動資産合計	2,266,200	2,222,395
固定資産		
有形固定資産	52,751	49,177
無形固定資産		
その他	77,240	83,575
無形固定資産合計	77,240	83,575
投資その他の資産		
繰延税金資産	13,113	12,096
その他	108,215	112,634
投資その他の資産合計	121,329	124,730
固定資産合計	251,321	257,483
資産合計	2,517,522	2,479,879

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2023年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （2023年９月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	325,514	353,497
短期借入金	50,000	50,000
１年内返済予定の長期借入金	178,764	174,621
未払金	245,706	258,824
未払法人税等	3,584	2,324
賞与引当金	21,380	22,895
ポイント引当金	7,209	7,508
その他	38,939	89,665
流動負債合計	871,098	959,338
固定負債		
社債	－	48,000
長期借入金	1,255,345	1,210,523
資産除去債務	28,010	28,070
繰延税金負債	5,938	5,729
その他	13,061	13,383
固定負債合計	1,302,355	1,305,706
負債合計	2,173,453	2,265,045
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	1,802,851	1,802,851
利益剰余金	△1,519,173	△1,647,817
株主資本合計	293,678	165,033
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△3,514	△3,023
その他の包括利益累計額合計	△3,514	△3,023
新株予約権	13,000	8,750
非支配株主持分	40,904	44,072
純資産合計	344,068	214,833
負債純資産合計	2,517,522	2,479,879

②【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
売上高	2,921,478	2,989,342
売上原価	1,425,956	1,428,659
売上総利益	1,495,521	1,560,683
販売費及び一般管理費	※ 1,742,761	※ 1,682,062
営業損失（△）	△247,240	△121,379
営業外収益		
受取利息	58	77
受取配当金	－	2
業務受託料	7,090	－
助成金収入	1,500	－
為替差益	5,604	5,139
その他	2,181	722
営業外収益合計	16,435	5,941
営業外費用		
支払利息	4,822	7,798
支払手数料	－	3,991
持分法による投資損失	38,011	－
その他	637	626
営業外費用合計	43,471	12,415
経常損失（△）	△274,276	△127,853
特別利益		
固定資産売却益	1,649	－
新株予約権戻入益	41,700	4,250
特別利益合計	43,349	4,250
特別損失		
その他	128	－
特別損失合計	128	－
税金等調整前四半期純損失（△）	△231,054	△123,603
法人税、住民税及び事業税	1,707	1,064
法人税等調整額	5,384	808
法人税等合計	7,092	1,873
四半期純損失（△）	△238,146	△125,476
非支配株主に帰属する四半期利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△28,922	3,167
親会社株主に帰属する四半期純損失（△）	△209,224	△128,644

【四半期連結包括利益計算書】

【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
四半期純損失（△）	△238,146	△125,476
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,846	491
その他の包括利益合計	△1,846	491
四半期包括利益	△239,993	△124,984
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△211,071	△128,152
非支配株主に係る四半期包括利益	△28,922	3,167

③【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失（△）	△231,054	△123,603
減価償却費	7,988	13,555
のれん償却額	18,837	－
持分法による投資損益（△は益）	38,011	－
新株予約権戻入益	△41,700	△4,250
有形固定資産売却益	△1,649	－
業務受託料	△7,090	－
助成金収入	△1,500	－
支払手数料	－	3,991
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△112	△832
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,886	1,515
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△854	299
受取利息及び受取配当金	△58	△79
支払利息	4,822	7,798
売上債権の増減額（△は増加）	△569	160,804
棚卸資産の増減額（△は増加）	△39,304	△14,487
その他流動資産の増減額（△は増加）	△833	35,913
仕入債務の増減額（△は減少）	45,467	27,943
その他流動負債の増減額（△は減少）	△18,784	56,650
その他	△30,742	△1,751
小計	△261,012	163,467
利息及び配当金の受取額	58	79
利息の支払額	△4,822	△6,581
助成金の受取額	1,500	－
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	5,495	△2,836
営業活動によるキャッシュ・フロー	△258,782	154,128
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20,599	△344
無形固定資産の取得による支出	△9,536	△16,329
敷金及び保証金の差入による支出	△20,085	△211
敷金及び保証金の回収による収入	2,300	－
長期前払費用の取得による支出	△3,736	△610
その他	1,092	△3,991
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,565	△21,487
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△100,000	－
長期借入れによる収入	100,000	40,000
長期借入金の返済による支出	△84,622	△88,965
社債の発行による収入	－	44,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	△84,622	△4,956
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,359	4,214
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△390,610	131,899
現金及び現金同等物の期首残高	1,221,232	567,880
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 830,622	※1 699,780

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（四半期連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりです。

	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
給料及び手当	336,861千円	326,212千円
広告宣伝費	159,752 〃	147,820 〃
外注費	162,953 〃	142,354 〃
支払手数料	367,516 〃	415,607 〃
賞与引当金繰入額	35,698 〃	33,333 〃
退職給付費用	2,199 〃	2,177 〃
貸倒引当金繰入額	△112 〃	△832 〃
ポイント引当金繰入額	△854 〃	299 〃

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
現金及び預金勘定	830,622千円	699,780千円
現金及び現金同等物	830,622千円	699,780千円

２　重要な非資産取引の内容

	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
新たに計上した重要な資産除去債務の額	18,241千円	－千円

（株主資本等関係）

前第２四半期連結累計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第２四半期連結累計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第２四半期連結累計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	四半期連結財務諸表計上額（注）２
	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	602,131	1,971,001	348,345	2,921,478	－	2,921,478
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	602,131	1,971,001	348,345	2,921,478	－	2,921,478
セグメント間の内部売上高又は振替高	16,611	25,103	527	42,242	△42,242	－
計	618,743	1,996,105	348,872	2,963,720	△42,242	2,921,478
セグメント利益又は損失（△）	26,255	△98,453	6,849	△65,348	△181,891	△247,240

（注）１．調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失（△）の調整額△181,891千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第２四半期連結累計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）１	四半期連結財務諸表計上額（注）２
	メディア事業	ｅコマース事業	海外事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	619,534	2,081,265	288,541	2,989,342	－	2,989,342
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	619,534	2,081,265	288,541	2,989,342	－	2,989,342
セグメント間の内部売上高又は振替高	10,950	13,566	－	24,516	△24,516	－
計	630,485	2,094,832	288,541	3,013,859	△24,516	2,989,342
セグメント利益又は損失（△）	71,043	11,946	△2,887	80,103	△201,482	△121,379

（注）１．調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失（△）の調整額△201,482千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第２四半期連結累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
１株当たり四半期純損失（△）	△7.28円	△4.48円
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する四半期純損失（△）（千円）	△209,224	△128,644
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失（△）（千円）	△209,224	△128,644
普通株式の期中平均株式数（株）	28,722,000	28,722,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（注）　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月７日

Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人

京都事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　安本　哲宏

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山下　大輔

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2023年４月１日から2024年３月３１日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（2023年７月１日から2023年９月３０日まで）及び第２四半期連結累計期間（2023年４月１日から2023年９月３０日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2023年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュ

一手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。